

最大
30
万円

三世代で 同居・近居する場合



阿久比町で住宅を新築・購入などする方に補助！

ずっと住み続けたい、住んで良かったと思える阿久比町を目指して

★補助対象者(主な要件)

- ① 親世帯が交付申請日前3年以上継続して町内に居住していること。
- ② 子世帯に交付申請日において15歳以下の子どもがいること。
- ③ 子世帯全員が、新築などに係る契約をした日前1年間に於いて三世代同居をしていないこと。
- ④ 納税義務のある者全員が町税(転入の場合は転入前の市町村税)を滞納していないこと。
- ⑤ 町内いずれかの大字または自治会に加入すること。
- ⑥ 子は本町に転入または町内の賃貸住宅から転居する者



★補助対象住宅(主な要件)

- ① 単独名義または共同名義で登記をした住宅
- ② 法令に基づき適正に建築された住宅・建築確認を受けた住宅
- ③ 交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準以上の住戸専用面積の住宅
- ④ 市街化区域内にある住宅(旧住宅地造成事業区域(白沢台・福住園高台)は対象)



★補助対象経費および補助金額

補助対象住宅の新築など(新築・購入・増築・改築)に係る工事請負契約金額または売買契約金額のうち、申請者が支払った費用(令和7年4月1日以降の契約が対象)

上限30万円

★手続き

三世代同居または三世代近居を開始した日から起算して**6カ月以内**に関係書類を添えて申請してください。(詳しくは町ホームページをご覧ください。)



◀町ホームページ

申請前の相談を
おすすめします。



■問い合わせ先(申請窓口) 企画広報課企画政策係 ☎(48)1111(内1311)

